## 静岡県告示第1030号

静岡県手数料徴収条例(平成12年静岡県条例第25号)別表424の3の項及び424の4の項の知事が定める機関を次のように定める。

平成24年12月28日

静岡県知事 川勝平太

申請の区分	知事が定める機関
一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限	登録建築物調査機関又は
る。) に係る申請	登録住宅性能評価機関
共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。)の住戸	登録建築物調査機関又は
のみに係るもの又は建築物全体(非住宅部分がない場合に限る。)に係る申請	登録住宅性能評価機関
その他の申請	登録建築物調査機関

- (注) 1 登録建築物調査機関とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76 条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)をいう。ただし、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建築物の建設工事を請け負う者(以下「建築関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないものに限る。
  - (1) 登録建築物調査機関が株式会社である場合にあっては、建築関連事業者がその親法人(会社法 (平成17年法律第86号) 第879条第1項 に規定する親法人をいう。)であること。
  - (2) 登録建築物調査機関の役員(持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。)に あっては、業務を執行する社員)に占める建築関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該建 築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。
  - (3) 登録建築物調査機関(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、建築関連事業者の役員 又は職員(過去2年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。
- (注) 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5 条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

## 附則

この告示は、公示の日から施行する。